

広報

うらうす

2023  
No.701

2

P5・・・所得税確定申告・町道民税申告のご案内  
P19・・・糖尿病を予防しよう！～栄養士考案レシピ～

# 祝 浦白町二十歳を祝う会



二十歳を祝う会



浦白町公式SNS



## 二十歳おめでとう！

1月8日（日）、役場において「二十歳を祝う会」が開催されました。

式典には、今年度二十歳を迎える10名が出席し、代表の奥塚和也さんおくづかかずやは「大人としての自覚を持ち、社会の一員として責任ある行動をとることを約束します」と誓いの言葉を述べていました。

アトラクションでは、恩師のお祝いメッセージや幼稚園から中学校までの写真が上映され、時折歓声が上がると、これまでを楽しく振り返っていました。



## 小松正年氏、北海道産業貢献賞受賞

1月13日（金）、小松正年氏が北海道産業貢献賞を受賞されました。

商工会会長として平成24年より「北の龍馬まつり」を開催したほか、コロナ禍においては地元企業等への支援活動を行うなど、長年にわたり産業経済の発展に貢献した功績が認められ、今回受賞されたものです。

小松氏は今後について「コロナ禍により思うようにイベントができなかったのが、今年度はイベントを開催できるよう考えたい」と話していました。



# 町内会と行政を結ぶ新町内会長決まる

令和5年町内会長の辞令交付式が、1月7日（土）行政センターで行われました。

町内会長には、各町内会の諸行事の計画・実行のまとめ役として、また、行政と町内会との連絡調整役として1年間、様々な仕事をお願いいたします。

新しい町内会長は下記のとおりです。

## 令和5年 町内会長

町内会	氏名
鶴沼	1 折坂 義一
	2 笹島 武夫
	3 位田 勝
浦白	1 中川 清美
	2 栗野 敏朗
	3 小林 晴美
	3-2 松本 隆浩
	4 砂場 明
	5 黒沼 百代
	6 岸田 利男
	7 土橋 直生
8 大窪 隆文	
晩生内	1 能登 昇一
	3 佐藤 等



## 町内会が統合されました

令和5年1月1日より町内会が統合しましたので、お知らせします。

統合にあたっては、晩生内地区の多くの方々のご尽力により、約3年間の検討の結果統合に至ったものです。

晩生内第2町内会に住まわれていた方の郵便番号は変更となりますので今後、郵便物を送付される場合はご注意ください。

新町内会	統合した町内会	統合年月日
晩生内第3町内会 〒061-0623	1. 晩生内第2町内会 〒061-0622	令和5年1月1日
	2. 晩生内第3町内会 〒061-0623	

お問い合わせ 総務課庶務係 電話：68-2111

# ご誕生おめでとございます!



えがみ す なお  
江 上 素 生 くん  
さ 佐 ほ ちゃん

令和4年12月6日生(晩生内第3)



保護者 江 上 智 大 さん  
垂 樹 さん

一言 一生懸命、育てるね!

## 戦没者等のご遺族の皆様へ

**第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。  
令和5年3月31日までに、ご請求ください。**

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

### ■ 支給対象となる方

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

### 支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪 など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

### ■ 支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号  
額 面 25万円(5年償還)

### ■ 請求窓口

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係 電話：011-231-4111(内線25-622)  
住民課住民係 電話：68-2112

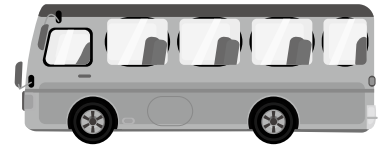


# 高等学校通学等支援助成に係る各証明書の提出のお願い

現在、高等学校通学等支援助成金を受け取っている方へ、令和4年10月から令和5年3月分の助成金を交付いたしますので、下記の提出書類を**令和5年3月10日（金）**までに教育委員会学務係へ提出してください。

学年	提出書類
高校3年生の方	卒業証書の写し、または卒業証明書 ※卒業証書を持ってきていただければこちらでコピーします。
高校1・2年生の方	在学証明書 ※3月に入ってから取得してください。 3月より前の証明日は無効です。

- 前回の申請時から通学の方法や下宿代が変更となった場合は、そのことがわかるものも合わせて持参してください。
- 3月10日（金）提出分は3月中に振り込みを予定しております。
- 9月に未申請の方は、下記の書類を揃えて教育委員会までお越しください。
  - ①在学証明書または卒業証明書
  - ②申請書兼請求書
  - ③振込先金融機関の預金通帳の写し
  - ④下宿者は下宿代を支払った領収書等の写し
  - ⑤他の制度から補助金等が支給されている場合は決定通知書の写し



お問い合わせ 教育委員会学務係 電話：68-2166

## だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により、予約制での開催といたしますので事前にお申し込みをお願いいたします。マスク着用のうえ、ぜひお越しください！

日時：2月18日（土）11:30～13:30

※11:30から30分ごとの時間予約制です。

メニュー：ちらし寿司・お吸い物

テイクアウトも出来ます（予約個数限定）

料金：大人200円 18歳以下無料

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

申込先：電話：090-2811-8196

代表 鎌田真美



※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。

# 所得税確定申告・町道民税申告のご案内

令和4年分の所得税および住民税の申告を、下記のとおり受け付けます。

- 受付期間 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)  
午前9時～午後4時 ※土、日、祝日を除く
- 受付会場 浦臼町役場1階 調理実習室／岩見沢税務署(所得税申告のみ)

## ■所得税申告が必要な方(所得税の納税が必要な方のうち、以下の条件に当てはまる方)

- ・主たる所得(給与所得、公的年金所得など)以外に20万円を超える収入のある方
  - ・個人で農業や商店、飲食店などの事業を行っている方
  - ・不動産(土地、家屋)の貸し付けまたは売買で収入を得た方 など
- ※これら以外であっても確定申告が必要な場合や、申告をした方が有利な場合があります。

## ■町道民税申告が必要な方

- ・令和5年1月1日現在、町内に在住で、令和4年中に所得のあった方。
- ※令和4年中の収入がなくても、「非課税証明書」を必要とする場合には申告が必要です。  
※所得税確定申告書を提出した方は、改めて町道民税申告をする必要はありません。

## ■申告に必要なもの

- ・収入に関する書類～源泉徴収票、報酬の支払調書 など
  - ・控除に関する書類～国民年金保険料控除証明書、生命保険料控除証明書、  
医療費控除の明細書(人ごと、医療機関ごとに集計したもの) など
  - ・本人確認とマイナンバーの確認ができる書類
    - マイナンバーカードをお持ちの方～マイナンバーカードのみ
    - マイナンバーカードをお持ちでない方～①運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など  
②通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し など
  - ・申告者名義の通帳(還付申告者のみ)
    - マイナンバーカードをお持ちの方で、公金受取口座の登録をされている方はその口座を利用することも可能です。
- ※書類不備等により、マイナンバー確認または本人確認ができない場合は、公金受取口座を利用することはできません。公金受取口座の登録の有無については、マイナポータルから必ず確認してください。

## ■新型コロナウイルス感染症について

感染拡大防止のため、**浦臼町役場で申告される場合**には、下記のことにご協力願います。

- 会場の混雑を避けるため、日時を決めたうえでご来場いただきます。
  - ・申告の必要があるとして**日時が指定された通知(2月10日頃発送予定)を受け取った方は、指定された日時にお越しください。**  
(例年浦臼町役場以外で申告されている方には通知を送付いたしませんので、ご注意ください)
  - ・指定された日時が都合の悪い場合、通知を受け取っていないが役場で確定申告を行いたい場合は**住民課税務係までご連絡ください。当日体調が悪い場合は来場を控えてください。**
  - ・決められた日時以外に来場された場合には、待ち時間が長くなることや、後日改めてご来場いただくことがあります。
- ご来場の際は、必ず**マスクの着用**をお願いいたします。
- 感染拡大の状況により、受付場所や受付期間を変更する場合があります。
- 電子申告や郵送による申告もご検討ください。

申告のご予約・ご相談 住民課税務係 電話：68-2112

# 議会だより

No.181 (R5.2.1 発行)

## 令和4年 第4回浦臼町議会定例会 一般質問

第4回定例会は12月13日に開催し、8議員から一般質問がありましたので、内容を要約し報告します。



親しまれる議会だよりを目指します。

### 路線バスの利用者増とバス停の除雪について



野崎議員

#### Q 質問

新しい地域公共交通を上手に利用するために町長に2点伺う。

① 町民の多くが利用することが路線バスの維持に繋がると思うが、町長の考えは。  
② 各バス停の除雪は町が対応すべきと考えるがどのように対応しているのか伺う。

#### A 町長答弁

① 路線を維持するため、一人でも多くの方に利用してもらうことが必要であり、積極的な利用をお願いしてきましたが、車を使う方は利用しないのが現状。アクセス方法や乗り継ぎ改善など、意見を聞き、見直し、利便性の向上に努めたい。  
② バス停の管理は町が行っ

ている。冬期間は、開発局がバス停付近を除雪、地域の皆さまの協力で除雪しているバス停もある。利用者に支障がないように管理したい。

#### Q 再質問

① 町の人口規模からみて今後バスの稼働率は上がらないのでは。車所有者もバス利用するように、町長、職員など出張の際に利用しては。  
② 除雪してくれた住民も高齢や病気で除雪ができなくなっている。また開発局のバス停除雪は粗いところもある。高齢・障害のある方には危険なので、関係団体には安全で、きれいな除雪を求め要請していただきたい。

#### A 町長再答弁

① 冬場は天候の面で利用できる環境だと思う。特に冬場を中心に検討したい。職員の利用も図りたい。

#### A 総務課長答弁

② 運行事業者を除雪を頼むと負担金等もかかる。極力

職員で除雪するが、懸念もあり、今後検討したい。



静山議員

### 町営バスの更新

#### Q 質問

浦臼滝川線に使用しているバスは旧奈井江線で運行していたバスのため、長年の使用による老朽が進んでいる。更新する必要があるのでは。

#### A 町長答弁

すでに19年が経過し、走行距離も12月9日現在で約88万キロ走行している。

新しい車両を購入するため、令和5年度の当初予算に計上するよう進めている。概算で1,500万円程度で、過疎債で対応する考え。

## マイナンバーカードが 保険証に

### Q 質 問

現在、浦臼診療所、浦臼  
歯科診療所における、マイ  
ナンバーカード保険証への  
対応は。

### A 町長答弁

マイナンバーカードを読  
み取るためのカードリーダ  
ーについては令和3年度に  
各診療所に1台ずつ、社会  
保険診療報酬支払基金から  
無償で配布を受けている。  
設定作業については、歯  
科診療所は11月に完了し、  
既に運用を開始している。

町立診療所については、  
令和5年3月末までに設定  
が完了する予定。

## 学校でのマスク対応

### Q 質 問

厚生労働省はマスクの着  
用について緩和に向けて動  
いている。文部科学省から  
は給食の黙食解除の通達が  
出ているが学校での対応は。

### A 教育長答弁

小・中学校では「新型コ  
ロナウイルス感染症対策の  
基本的対処方針」と「学校  
における新型コロナウイルス  
感染症に関する衛生管理  
マニュアル」により、登下  
校時や体育の授業中などは  
マスクをはずしてもよいと  
指導をしている。

今後の感染状況により、  
児童生徒の心情等に配慮を  
しながら、活動場所や活動  
場面に応じたマスクの着用  
についての指導を行うよう  
努める。

## ALT（外国語指導助 手）について

### Q 質 問

ALTの雇用は、ALT  
業者との雇用契約をとりつ  
つ、業務委託契約、もしく  
は直接契約が多いと思われ  
る。

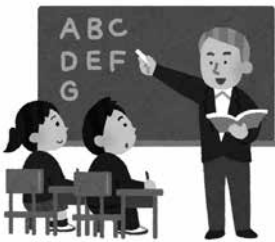
今後は契約を見直し、自  
治体独自で行き届いた給与  
や雇用の体系を確立して  
いくことが必要と考えるが。

### A 教育長答弁

本町のALTは、JES  
NETWORK（株）か  
らの派遣として始まり、地  
域おこし協力隊としての直  
接任用を経て、令和2年度  
に委託方式に変更、令和3  
年度からは本町で起業され  
業務委託として継続してい  
る。

令和4年度は授業のほか  
に、小学生を対象とした社  
会教育事業「英語ふれあい  
教室」を行っていたが、今  
度は、小・中学校では必要不  
可欠な存在となっている。

今後は、現在の委託契約  
を継続することを前提とす  
るが、本人の要望により人  
材の変更が必要になった場  
合は、適切な派遣事業者に  
人材の派遣を依頼したいと  
考えている。



## 今後の公園整備

### Q 質 問

今年も遊具の取り付け、  
建物の改修を行っているが、  
あまり変化が見られない。  
周りの樹木の剪定も考えて  
もらいたい。

キャンプ場については拡  
張して、もっとお客さんを  
受け入れてはどうか。公園  
の周辺には虫がいるとい  
うことで、もう少し手入れを  
して虫の住みやすい環境に  
するなど、利用客を増やし  
てほしいと思うが、町長の  
考えは。

### A 町長答弁

数年前から虫が生息して  
いることを確認しているが、  
詳細な調査を行っている  
ので、来年の夏に観察調査  
を行い、活用の可能性を検  
討する。



東藤議員

今後、鶴沼公園全体の整  
備方針については、令和5  
年度以降に検討したいと考  
えている。当分は既存施設  
の維持補修を中心に年次計  
画を策定し、整備を行う。

## 小中学校における新型 コロナウイルス感染対 策の考え方

### Q 質 問

①今年度の学級閉鎖の現状  
は。学級閉鎖や臨時休業な  
どを行う場合、学校設置者  
(浦臼町) はその範囲や条  
件について公表する必要が  
あるのでは。

②休業期間中のオンライン  
授業など、積極的にICT  
を活用しているか。

③文部科学省は学校給食時  
も会話は可能で、人との距



折坂議員



離が確保できればマスクは不要との通知を出した。私は、児童生徒や保護者の不安と向き合いながら徐々に進めていく方法を考えていく必要があると思うが。

**Q教育長答弁**

①今年度の学級閉鎖については、ない。臨時休業を行う範囲や条件についての公表はしていない。文部科学省の対応ガイドラインに基づき、かつ学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に学級閉鎖を実施する。状況に応じて学校管理者と協議を行って決定している。

②濃厚接触者となり出席停止となった児童生徒がオンラインで授業に参加するなど積極的に活用している。

③マスクに対する考え方が一人一人違うので、保護者を含め適切な配慮を行いながら活動場所や活動場面に合わせた取り組みを行う。

**Q再質問**

学級閉鎖の基準について変わったのであれば保護者に説明を。マスクについて

は生徒が自分の意志で外しているのか決められる環境づくりを。

**A教育長再答弁**

現在の基準は令和4年8月に発出されたもの。保護者に知らせ、ホームページにも基準を載せる。マスクについては、学校の状況を聞いた中で進めていく。

**町政懇談会のあり方**

**Q質問**

①事前に内容について公表しては。

②町長の公約を実現するための指標と、現在の進捗状況を示し、計画中の事業については広く町民の意見を聞く場。

③町民のニーズに答えられなくては、いくら言っても変わらないと懇談会に行くのをやめる人もいるのでは。

**A町長答弁**

①来年度以降は事前に内容について明記し、SNSによる周知方法を追加して、より多くの皆様の参加をい

ただくよう努める。

②今後は主要な事業計画等に関して広く町民の意見を伺う機会とする。

③住民ニーズや地域課題が多様化していて、要望や質問に即答できない事案もあるが、課題について検討し、結果を広報等で報告する。

**持続可能な農業を維持するために町の支援を**

**Q質問**

①肥料費高騰に対する町の支援を。

②町の地力増進施設で堆肥を生産し、町民に還元して

③持続可能な産地の維持や活性化のために、生産者やJAと連携してTや交流サイト(SNS)の活用を。

④水田活用の直接支払交付金については、国の主食用米からの転換を促す水田の畑地化の方針は変わらない。

JAと情報を共有しながら、農家へ正確な情報提供を。

⑤新規就農者対策を。

**A町長答弁**

①今年度中に町独自で肥料に対しての助成を行う予定

②コンポスト生産設備について中止してから20年たち正常に稼働できない。

③Tや特にSNSは参入のハードルが低く、PRや独自の販売の場として有効と考えている。生産者やJAとの連携方法について調査をしたい。

④地域農業再生協議会を軸として関係機関と情報を共有している。情報を整理し、判断材料となるよう各農家に対し丁寧な説明をする。

⑤対策の具体化に向け、他市町村への視察や情報収集、また生産部会の皆さんと指導者の確保、支援制度受け入れ体制などの整備について協議を進めている。



**住民税均等割世帯への支援について**



牧島議員

**Q質問**

国は、電気、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付事業補助金として、自治体にその制度を示し、第6回町議会臨時会において可決され執行されようとしている。これにより非課税世帯に一律5万円が支給される。私は非課税世帯に加え、均等割課税世帯に町単費での支援を求めたいかがか。

**A町長答弁**

非課税世帯が約300世帯に対し、均等割課税世帯は約60世帯、全世帯数に対して約8%となっている。給付金の対象世帯をどこまでにするのかは難しい判断になるが、当該世帯を含め、今回給付対象とならなかつ

た世帯に対しては、すでに全町民を対象に配付した商品券等による支援も行っている。現状では国の定めた支給要件を拡張して給付を行う考えはない。

**Q再質問**

住民税の非課税世帯、推定される年収は270万円未満で、月20万円の収入となり、それで生活することになる。(表参照)

この秋、6,000品目が値上げされている。

町長が答弁した町の独自策「商品券等の支援」は非課税世帯も1,000万円の所得がある世帯も同じように支援されている。それを支援しているからいいという話ではない。均等割のみ世帯への支援はいかがか。

**A町長再答弁**

均等割世帯まで出しているところもある。本来、困っているのは国民であるということであれば、国が何らかの手だてをすべきというのが正直な私の考えであり、支給するということは

大きな判断が必要になる。

**Q再々質問**

国はこれだけの状況になってもやらない。訴えだけではなく町の実績としてやるということが国を動かすという視点にはならないか。

**A町長再々答弁**

町が5万円を60戸の方に配付しても、なかなか国の政策を動かすことにはならないのではないかと追加交付は考えていない。

令和4年度市町村民税の課税状況 (抜粋)

階層区分	推定年収	世帯数
市町村民税非課税世帯	270万円未満	292
市町村民税均等割課税世帯	360万円未満	<b>64</b>
市町村民税所得割48,600円未満		138
市町村民税所得割77,101円未満		61

※推定年収は目安です。



高田議員

**浦臼町農業活性化支援事業補助金について**

**Q質問**

- ①新規作物導入(ソフト)事業の種苗費導入補助ではにんにくについて1品種の助成しか行っていないが、他品種の助成についてはどのように扱うのか。
- ②若手農業者チャレンジ応援補助金と一部支援内容が重複しているが、今後も並行して事業継続するのか。
- ③新規就農者に対する支援項目の追加措置は行わないのか。

**A町長答弁**

①現在助成対象となる種子はウイルスフリー種のみとなっている。にんにくを作付する上でウイルスを媒介とする線虫等の被害を抑えるために極めて重要なこと

だと考えている。

ウイルスフリー化や検査機関での分析などにより安全が証明されれば取り扱っても検討していきたい。

- ②若手農業者を対象に先行して実施してきたチャレンジ応援事業だが、今年度もって終了し、今後については農業活性化支援事業への統合を予定している。
- ③新規就農者に対する支援項目の追加は、現在の農業活性化支援事業に項目を追加する考えはないが、新たに新規就農者を対象に独立した制度を立ち上げ支援を行う。

支援内容については、具体的な内容はまだ決まっていないが、新規就農者が魅力を感じる効果的な制度にしたいと考えている。



中山議員

**農業法人替えの講習会の開催を求める**

**Q質問**

浦臼町農業の現状は、若手経営者に離農者の農地が集約されてきて、今後大きな問題となることが予想される。個人経営に限界が生じるのでは。農業法人化に向けて講習会の考えは。

**A町長答弁**

後継者減少が現実の問題となっていて、今、農業経営の法人化推進はこの問題を解決する有効な手法の一つと考える。農業者の質問に対して回答する懇談会方式や農家個々に対応する個別相談方式での講習を検討したいと考えている。

## 『浦臼町子育て宣言の町』を求める

### Q 質問

浦臼町の子育てに対する支援は、出産祝い金に始まり、18歳の高校卒業まで手厚く支援をされていて、移住定住拡大の成果を期待できるが、子育て宣言をしてはいいかがか。

### A 町長答弁

今後地域のつながりの希薄化に焦点を当て、地域みんなで支える子育てしやすいまちづくりを基本理念とし、子育て中の方やこれから子育てしようとする方たちが安心して子供を産み育てることに喜びを感じ、子供たちが心身ともに健やかに成長でき、子供を産み育てるなら浦臼町でと言われるよう移住定住も視野に入れ、総合的な支援に取り組んでいくが、宣言については考えていない。

### Q 再質問

この宣言によって、今までの施策の重みが評価され

ると思う。国も「こどもみんなか」政策を推進すると宣言をしている。

### A 町長再答弁

宣言についてはもう少し時間をかけて、条件が整ったときに考えたいと思う。



柴田議員

## 本町の公共交通と乗り合いタクシーについて

### Q 質問

①公共交通全路線の利用状況は。

②乗り合いタクシーの予約について、当日予約に向けて改善することはできないか。

### A 町長答弁

①10月から運行している各路線の乗車人数は、町営バス浦臼滝川線は月平均456名、浦臼砂川線は月平均

608名。また、月形浦臼線の乗車人数は月平均約368名、乗り合いタクシーは月平均約107名の乗車実績となっている。

②(株)ビジコー浦臼営業所とは何度も協議を重ねているが、実現には至っていない。現在は1名で、予約受け付け、連絡調整、送迎を行っているため、当日予約への変更は、現在の体制では困難で、営業所への職員の追加配置が条件と聞いている。職員配置には、人員の確保と経費負担の問題があり、他の交通施策との総合的な見直しが必要になるため、今後も協議を継続する。

## 中学生の部活動の地域移行について

### Q 質問

国は、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を図るとした。道としての指標はまだ示されていないが、町としての方向性

を保護者を含めた中で検討していかねければならない。部活動の現状と本町の年次ごとの対応は。

### A 教育長答弁

令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会提言が示され、文化部活動でも同様に提言が示された。現在ガイドライン案のパブリックコメントを行っている、休日における地域クラブ活動への移行を令和7年度までの3年間を改革集中期間とし、道教委では令和8年度から休日の部活動は地域で行うことを目指すとしている。国のガイドライン、道教委の推進計画は年度内に策定され、町も対応を考えていく。早めに情報収集を行い学校や保護者と共有を図っていく。

現在、中学校では卓球部と文化部があり、スポーツ団体として剣道少年団がある。今後、近隣市町との連携についても協議することになる。令和5年度は道の支援事業を使いアドバイザー

の派遣を受け、説明会を開催するなど地域移行への準備を行う。考えられる内容は三つのパターンがあり、①地域スポーツクラブ等に移行するケース ②外部指導者が部活動を指導するケース ③教員が兼職、兼業として報酬を得て指導するケースが示されている。



## 寄付行為について

議会議員は、選挙区内で金銭や品物を贈ることは特定の場合を除いて法律で禁止されています。また、有権者が求めてもいません。ご理解とご協力をお願いいたします。



**審議された事件と結果**

**条例等の審議と結果**

- ◆浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について—可決—
- ◆選挙費用の公費負担額について限度額の一部引き上げに伴う条例の改正
- ◆地方公務員法の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について—可決—
- 職員が定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴う条例の改正
- ◆浦臼町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について—可決—
- ◆浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について—可決—

**第5回浦臼町議会臨時会（11月14日開催）**

**工事請負契約の締結について**

- ◆令和4年度 支浦臼内川護岸改修工事
- ・契約方法 指名競争入札（最低制限価格適用）
- ・契約金額 9,240万円（うち消費税額840万円）
- ・契約の相手方 北伸建設工業（株）

**第6回浦臼町議会臨時会（11月28日開催）**

**条例等の審議と結果**

- ◆浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について—可決—
- 民間の給与水準に準拠し期末手当の支給率を改正
- ◆職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について—可決—
- 令和4年人事院勧告により給与月額・手当等を改正

◎令和4年度予算の補正されたもの

会計名 (補正番号)	補正後の予算額 (補正額)	補正された主なもの
一般会計 (第4号)	37億1242万円 (3298万8000円)	多世代交流施設等建設用地 1716万9000円 電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 1550万円
一般会計 (第5号)	37億5116万7000円 (3874万7000円)	うらうす友だちマラニック大会運営助成金 △140万円 広域保育入所委託料 300万円 肥料高騰対策支援金 1250万円 米穀乾燥調整貯蔵等施設修繕負担金 1465万7000円 バスケットゴール撤去工事（小学校） 135万円
特別会計 後期高齢者医療 (第2号)	4767万7000円 (7万2000円)	職員手当等 7万2000円

◆浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について—可決—

民間の給与水準に準拠し期末手当の支給率を改正

**総務産業常任委員会報告**

**『農作物の作況状況について』**

〔調査日11月14日〕  
拡大し、半減近くの収穫量となった。

水稲に関しては、作況は良であった。移植時期の強

〔考察〕  
・密播中苗や高密度播種及び直播栽培について広く技術内容と調査結果など、普及に向けての情報提供が必要と考える。

風等による植え傷みを考え、作業計画に余裕が必要と考える。収穫時期に倒伏しているほ場が見られた。適切な水管理に努める必要がある。本年の水稲収穫要素の特徴は、1穂粒数が多いこと。よって多収傾向となり、低蛋白出荷率も高くなった。胴割れ粒やその他未熟粒の発生も少なく、外觀品質は良好な年となった。

・単価、売上げ高の項目についてもわかる限り調査報告としていただきたい。

小麥、大豆、そばについては、好天により順調な生育となり、単収では3品ともに前年比で良好な結果となっている。その他野菜全般では、降雨の影響を受けて、病気の発生による一部収量減であったが、全般的にみると昨年並みに推移した。ただ醸造用ぶどうについては、害虫やバト病の感染が

**『町内実施事業等の進捗状況』**  
・鶴沼公園遊具施設設置箇所について、水はけの改善に向けて、改良対策が必要。  
・野球場及びトイレの改修については、年次計画に基づいた改修を進めていただきたい。トイレ改修内容もトイレ、便座など検討を求めたい。

は、害虫やバト病の感染が

・インフラ整備に関しては、防災対策の面からも年次計画に沿って、遅延なく、進めていくための努力を求めらる。



# 令和3年度各会計決算を認定しました

10月24日・25日に決算審査特別委員会を開き、令和3年度浦臼町各会計決算等について認定すべきものと決定しました。委員会では多くの質問がありましたのでいくつかご紹介します。

(単位：円)

会計名	区分	決算額		差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額
		歳入	歳出			
一般会計		4,183,393,225	3,874,747,761	308,645,464	53,767,000	254,878,464
特別会計	国民健康保険	152,940,394	143,067,265	9,873,129	0	9,873,129
	後期高齢者医療	46,186,665	45,716,584	470,081	0	470,081
下水道事業会計	収益的収入及び支出	128,167,822	74,941,877	53,225,945		
	資本的収入及び支出	10,772,000	74,463,066	△63,691,066		

※下水道事業会計～資本的支出額が資本的収入額に不足する額△63,691,066円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,643,039円、当年度分損益勘定留保資金13,879,706円、減債積立金48,168,321円で補てんした。

## 防災備品の活用について

**Q** 防災備品の期限切れ物品の有効活用についてどう考えているのか。

**A** 賞味期限が近くなっている水を中学校に渡し、部活動で活用していただいている。  
(総務課長)

## 決算の不用額について

**Q** 今回の決算の不用額は数字が大きいと捉えるが適正な不用額なのか。また適正な不用額というのはどのようにみているのか。

**A** 過去に3月31日付けで専決処分をしていたが、最近は専決処分を行っていないため、不用額が大きくなっている。  
(総務課主幹)

現在の処理としては3月議会定例会の補正予算が最終補正という扱いになっている。処理の仕方が変わり不用額が増えているという見え方になっている。  
(副町長)

## 児童館の運営について

**Q** 町は赤字補てんとして法人側に支援をしているが、その内容は。また適正な人員配置と運営の仕方が必要になると思うが、どのように考えているのか。

**A** 町職員として認定こども園に職員を派遣していたが、職員の引上げにより、認定こども園の人員費の負担が増えたので、そこを支援している。赤字補てんの額が増えたのは今までは臨時職員で対応していたが、新たに正職員が採用されたことにより金額が増えている。  
(住民課長)

## 若手農業者チャレンジ応援事業の法人の取扱いについて

**Q** 法人の場合は代表者の年齢が50歳を超えていると補助金の該当にならないのか。

**A** 法人の役員に50歳未満で浦臼町在住の方がいる場合、人数分の補助金活用ができる。  
(産業課主幹)

## 委員長報告

令和3年度は、前年度から継続してきた「ひばり団地建替事業」「デジタル防災行政無線更新事業」「ラウネナイ川護岸改修事業」などを実施。また、「住民税非課税世帯等給付金事業」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」など国の補正予算を活用し町内の感染症対策や地域経済対策に取り組んだ。

また、町財政の健全化判断比率について、実質公債費比率が新たな元金の償還が開始されたことでプラス2.7%となった。今後も公債費に充てる交付税が減少することが予想されるため、公共施設の老朽化対策、インフラ整備、人口減少対策など健全な財政運営を進めていかなければならない。各会計における検討及び意見を付し、報告書を提出し、本会議で認定することに決定した。

## 浦臼町議会からのお知らせ

浦臼町議会では、今年4月に控える浦臼町議会議員改選にあたり、浦臼町が、今、置かれている状況など将来を見据えた議会のあり方を検討するため、議員全員による懇談会を令和4年に行い、協議を重ねてきました。その結果12月定例会において条例が改正されましたので、内容についてお知らせいたします。

- ①議員定数：平成19年に議員定数が現在の9名に削減された後、約16年定数を変更してこなかった。その間に人口は大きく減少し、協議の結果1名を削減し8名とする。
- ②議員報酬：令和元年から削減をやめ本来の報酬額に戻していたが、諸事情により報酬額の見直しを行った。

**議員報酬額 現在 17万7,000円 → 改選後 18万4,000円**

町民の皆さまのご理解をお願いいたします。

浦臼町議会議員一同



### 本山町の訪問について

友好町である本山町を令和4年10月31日から11月1日に訪問し、岩本議長、沢田副議長、事務局松葉副参事が同行され、本山町内の視察を行いました。

本山町では地域住民が主体となつて取り組まれている事業なども多く、まちに元気があると感じました。交流会では、各議員と活発な意見交換を行いました。

### 議会の流れ

- ◎議会運営委員会
  - 11月28日
    - ・議員定数の見直し、議員報酬の改定について
  - 12月6日
    - ・第4回定例会の運営
- ◎全員協議会
  - 10月28日
    - ・浦臼町の公葬について
  - 11月14日
    - ・多世代交流施設について
  - 11月28日
    - ・浦臼町長等及び職員等の給与に関する条例の一部改正について
    - ・多世代交流施設建設事業に係る用地取得費等について
  - 12月13日
    - ・第4回定例会について
- ◎議員懇談会
  - 10月28日
    - ・議員定数及び議員報酬について(第3回)
- ◎議会広報特別委員会
  - 1月17日
    - ・議会だより第181号編集

### 編集後記

これまでにない大雪が12月に降り、除雪が大変だったことと思います。大雪の後には雨が降ったり、地球温暖化の影響でしょうか。

昨年もいろいろなお祭りが縮小や中止となり、人々のふれあひも少なくなつて、話をする機会が減つたり、引きこもる方も多くなつていくように思います。今年こそはコロナが収束することを願っています。

浦臼町の公共交通は、10月から町営バスが浦臼滝川線、美自校観光バスが浦臼砂川線として走っています。もっと使いやすい交通機関になるよう、町民皆さまの思いを町に伝えていただきたいと思います。【東藤】

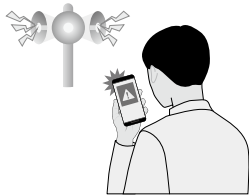
委員長	野崎	敬恭
副委員長	折坂	美鈴
委員	東藤	晃義
委員	高田	英利

# 防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、浦臼町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

- (1) 訓練実施日時 令和5年2月15日（水） 午前11時00分ころ
- (2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 <b>【放送内容】</b> 上りチャイム音 +「これは、Jアラートのテストです。」×3 +下りチャイム音



（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

お問い合わせ 総務課交通防災係  
 電話：68-2111

## 自衛官募集

募集種目	資格	受付期間	試験日
幹部候補生	一般 （海上・航空自衛隊は飛行要員を含む） 令和6年4月1日現在20歳以上28歳未満の者一部応募資格条件あり	第1回 令和5年3月1日（水）～4月14日（金）まで  第2回 令和5年3月1日（水）～6月15日（木）まで	1次試験 ○一般、歯科、薬剤科 第1回：令和5年4月22日（土） 第2回：令和5年6月24日（土） ○海上・航空自衛隊飛行要員 令和5年4月22日（土）～23日（日）の2日間
	歯科 令和6年4月1日現在20歳以上30歳未満の者入校日までに歯科医師国家試験に合格している者		2次試験 第1回：令和5年5月26日（金）～6月1日（木）のうち指定する日 第2回：令和5年8月1日（火）～8月7日（月）のうち指定する日
	薬剤科 令和6年4月1日現在20歳以上28歳未満の者入校日までに薬剤師国家試験に合格している者		3次試験（海・空飛行要員のみ） 細部は下記へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、受付期間および試験日が変更・延期される場合があります。

お問い合わせ 自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所 電話：22-2140  
 ホームページ：<https://www.mod.go.jp/pco/sapporo>

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには役場住民課住民係への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

## ◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】	212万円
		【課税所得380万円以上】	141万円
		【課税所得145万円以上】	67万円
2割	一定以上所得者		56万円
一般			
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 電話：011-290-5601

住民課住民係 電話：68-2112

## オンラインで転出届を提出できるようになります

令和5年2月6日から、マイナポータルからオンラインでの転出届の提出が可能になります。このサービスを利用する方は、転出にあたり役場窓口への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

※健康保険や介護保険、医療受給者証や児童手当等の手続きで、別途来庁が必要な場合があります。



お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

有料広告

あなたの  
悩みに

面談  
電話

完全無料

相談予約  
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

お気軽に

電話で相談

011-281-8686

1回15分  
相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター



## 住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳の閲覧状況について、下記のとおりお知らせいたします。

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規程に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています。

### 対象期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日

国または地方公共団体の機関からの請求による閲覧（住民基本台帳法第11条）および個人または法人の申出による閲覧（住民基本台帳法第11条の2）について今回該当はありませんでした。

住民課住民係 電話：68-2112

## 合併処理浄化槽設置費用の補助

浦臼町では、公共下水道処理区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする方に設置費用の一部を町予算の範囲内で補助金として交付する事業を行っています。下記の要件をすべて満たしている場合に対象となります。すでに単独処理浄化槽を設置していて、合併処理浄化槽に切り替える場合も該当となります。

#### 要件

- ・自らが居住、または居住しようとする住宅に設置するもの
- ・対象処理人員が10人以下の規模の設置であること
- ・町税等を滞納していないこと
- ・住宅を賃借している場合は、所有者の承諾が得られていること

#### 補助金額

- ・浄化槽本体設置工事に対して、次の金額を限度に補助を行います。
- ・5人槽設置の場合 585,000円
- ・7人槽設置の場合 705,000円
- ・10人槽設置の場合 945,000円

設置を希望される方は、**令和5年4月7日（金）**までに住民課生活係にお申し込みください。また、申込期日以降に設置が決まった場合につきましても随時ご連絡願います。

お申し込み・お問い合わせ 住民課生活係 電話：68-2112

有料広告

### ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%  
(固定金利・保証料含む) (平成27年4月1日現在)


※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。  
※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。  
※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。  
※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの借換もOK

ふれあいを大切にする  
 北門信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011

# 新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種のご案内

浦臼町立診療所での2月の日程は、以下のとおりです。

- ・今回使用するワクチンは、オミクロン株対応の2価ワクチン（ファイザー）です。  
（なお、オミクロン株対応ワクチンは、現時点ではひとり1回の接種とされています）
- ・対象となる方の多くが接種を終了しているため、2月をもって町内での接種を終了する可能性がありますので、「接種対象者」に該当する方で接種を希望される方は、お早めに予約をお願いします。

## ○接種対象者

**初回（1・2回目）接種を完了し、前回の接種から3か月を経過した12歳以上の方**

※60歳以上の方で、案内されていた接種日をキャンセルされた方が再度接種を希望される場合は、予約が必要です。

### 1. 日時

	1	2
接種日	2/16 (木)	2/28 (火)
受付時間	15:00	10:00
	15:30	10:30
	16:00	11:00

### 2. 予約方法

①電話：69-2100 平日8時30分～17時15分

②FAX：68-2289

③メール：vaccine5@town.urausu.lg.jp

※予約時は、次の内容を記載してください。

**氏名（フリガナ）／生年月日／連絡のつく電話番号／接種希望日時（第1～2希望まで）**

※予約状況により必ずしも希望日時にならないこともありますので、FAXやメールで予約された方には、折り返し日時確定の連絡をさせていただきます。

## ○土・日曜日および祝日に接種を希望される方

3月25日（土）までの土曜日・隔週日曜日・祝日に、北海道ワクチン接種センター（札幌市厚別区「ホテルエミシア札幌」）で接種が行われています。「接種対象者」に該当し、3～5回目の接種券をお持ちの12歳以上の方が対象です。

・電話予約：050-3851-0181（10時～18時※土・日・祝日含む）

・Webでの予約も受付しています。詳細は北海道のホームページまたは町のホームページをご覧ください。

※接種については、右のQRコード  
（町公式ホームページ）からも確認  
できます。



お問い合わせ 福祉課保健指導係（保健センター）  
電話：69-2100

## 令和4年度認知症健診（ゆうゆう健診）のお知らせ

令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、東京女子医科大学大塚邦明教授医師団の来町がかなわず、中止としていました。今年度も、全国的な流行状況を鑑み、大塚教授と協議の結果、医師団は来町しないこととなりましたが、町職員による検査を行い、その検査結果を大塚教授に判断いただき、後日、検査を受けられた方に総合結果報告書として、郵送することとなりました。

**検査の対象者は、以前実施したゆうゆう健診のち教授の指示により介護予防事業に参加されている方が主となります。対象となる方には、個別にお知らせいたします。**

検査内容は、問診、ToCA-MCI（パソコンによる認知症検査）、時間推定検査です。

なお、既に、認知症と診断されている方は、健診の対象になりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 福祉課保健指導係・介護福祉係（保健センター） 電話：69-2100

## かかりつけの医療機関で『個別特定健診』が受けられます。

下記の医療機関で特定健診を受診することができます。受診料は無料ですので、通院時などの機会に、お気軽にご利用ください。

- (1) 対象者：国民健康保険加入者で、今年度40～74歳になる方  
今年度、既に保健センターの集団健診やJAの人間ドックで受診している方は利用できません。
- (2) 健診内容：身体計測（身長、体重、腹囲）、問診、血液検査、尿検査、心電図・血圧測定、診察、必要な方のみ眼底検査
- (3) 受診可能な医療機関

	医療機関名	電話番号
砂 川 市	細谷医院	52-3057
	村山内科医院	54-0888
	砂川慈恵会病院	54-2300
滝 川 市	滝川市立病院	22-4311
	滝川中央病院	22-4344
	武田医院	23-2039
	鈴木内科クリニック	23-2753
	神部クリニック	22-2021
	若葉台病院	75-2266
	男澤医院	23-3183
	久保会医院	22-3363
	文屋内科消化器科医院	23-5195
	石田クリニック	24-2125
	おおい内科循環器クリニック	23-8880
	脳神経よしだクリニック	26-2600
新十津川町	花月クリニック	74-2021

- (4) 受診期間：令和5年3月31日まで
- (5) 受診の流れ

- ①保健センター（69-2100）に申込みをし、受診券を受け取る  
※受診券は郵送も可能です
- ②医療機関に予約をする
- ③予約した日時に受診をする（受診券、保険証を必ずご持参ください）



お申し込み・お問い合わせ 福祉課保健指導係（保健センター） 電話：69-2100

## 福祉灯油に関するお知らせ

町では高齢者等の冬の生活支援として、灯油券の申請受付をしております。該当になると思われる方には11月に個別通知をしております。申請受付は**2月15日（水）**までとなりますので忘れずに申請してください。

また、福祉灯油券の使用期限は**2月28日（火）**までです。期日を過ぎてしまいますと使用できなくなりますのでご注意ください。

お問い合わせ 福祉課介護福祉係（保健センター） 電話：68-2288

# 糖尿病を予防しよう！～栄養士考案レシピ～

糖尿病は、何らかの原因により、血糖値の上昇を抑える機能が働かなくなってしまう病気です。初めのうちは自覚症状がないため放っておきがちですが、気がつくと病気が進行し、やがて腎症や神経障害、網膜症などの合併症を引き起こすことがあります。糖尿病は、食生活による影響がとても大きく、特に糖質を多く含む食事を摂り続けると糖尿病になるリスクが高まります。

**血糖値の上昇や糖質の摂り過ぎを抑えるための食事のポイントをご紹介します！**

## 主食の食べ過ぎに気をつけましょう。

▷ご飯やパン、めん類、いもやかぼちゃには糖質が多く含まれています。1回の食事でご飯は茶碗1杯に。めん類にご飯、カップ麺におにぎり、菓子パンと調理パンの組み合わせは×です。いもやかぼちゃのおかずの時はご飯を一口減らすと良いですね！また、濃い味のおかずはご飯が進むので、薄味が良いです。

## 野菜のおかずから食べましょう。

▷野菜から先に食べることで、ご飯の食べ過ぎや血糖値の上昇を緩やかにすることができます。まずは和え物やサラダの他、加熱した野菜をたっぷり摂りましょう。

## ゆっくりよく噛んで食べましょう。

▷早食いすると血糖値が急上昇します。歯ごたえのあるもの、食物繊維が多いもの（キノコ類、海藻、こんにゃく、ごぼうなど）の他、食材は少し大きめに切る、食べることに手間のかかる骨付きのもの、殻付きのものを取り入れるのも、ゆっくり食べる工夫になります。

## 酢やオリーブオイルを利用しましょう。

▷これらは糖質の吸収を抑える効果があります。酢の物、サラダにオリーブオイル、冷や奴にオリーブオイル。簡単ですね！

## 果物は朝食食べましょう。

▷果物の糖質は吸収が早いので消費されやすい朝がオススメです。1日にりんごは半分、ミカン3個、バナナは1本が目安です。食べ過ぎ注意です。

## コーヒーや紅茶の砂糖は控えめにしましょう。

▷スティックタイプやストローで飲むコーヒーは微糖または無糖のものにしましょう。炭酸飲料や缶コーヒー、スポーツドリンクも糖質がたくさん含まれるので、飲み過ぎないように。

## ♪糖質オフのレシピです！ぜひ作ってみてください♪

### ～あったかシャキシャキ鍋～

熱いためゆっくりよく噛んで食べることができるので、オススメです。

- ① 大根、人参はピーラーで薄くスライス。ごぼうはさがきにして水にさらす。油揚げは熱湯で茹でて油抜きし、大きめの短冊に切る。白滝は食べやすい長さに切る。シイタケは石づきを取り手で裂く。もやし、食べやすい大きさに切ったにら、砂出ししたアサリも用意する。
- ② 鶏団子を作る 水切りした豆腐と鶏挽肉、ネギのみじん切り、粗みじん切りのキクラゲ、味噌、片栗粉を粘りが出るまでよく混ぜ、大きめの一口大に丸める。
- ③ ①②を生姜入りの昆布だし汁で煮る。最後に大根おろしをたっぷり加える。
- ④ ポン酢を作る 醤油100cc、酢50cc、みりん30ccを火にかけて鍋の周りがふつふつしてきたら、火から外し冷ます。好みの柑橘類の絞り汁を50～100ccお好みで加える。  
鍋の煮汁で割ったポン酢で食べてください。







今月の

粗大ごみ収集日

は 2月21日(火)

です。

2月14日(火)までに申し込みをされ  
た方の戸別(訪問)収集日です。

※3月の収集日は3月21日(火)です。  
申込締切日は3月14日(火)です。



森 小夜子

ひと夜にて真白き冬の装いに  
木々は黙して雪に埋れし

森 一喜

一年がこんなに速く感じしは  
老人力の就きし証しか

本間 マキ子

年一度 元氣確かむ年賀状  
心温もる添え書きもあり

藤岡 恭萬

新春の晴れし夜空に浮かぶ月  
流れる雲のひとつなき空

井下 隼子

寒雀 松の小枝に集まりて  
歡喜の鳴に幸福みちる

井川 恵美子

「おばあちゃん」孫の友まで呼ぶことに  
違和感もちし狭量の我

# 短歌

浦白短歌会

## 自動車運転免許更新時講習会

優良運転手のみが受講できる講習会で、ご自宅に「運転免許証更新連絡書」が届きますので、滝川警察署砂川警察庁舎等で更新の手続き(申請等)を済ませ、「優良講習」対象者に該当するかどうか確認の上、受講してください。  
更新手続きは、誕生日の前後合わせて2ヶ月間の間に行ってください。

とき 2月16日(木)・午後6時から  
ところ 奈井江町文化ホール(JR奈井江駅前)

## お知らせします!

最終処分場放流水水質検査結果(12月分)



項目	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 (SS)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD-Mn)	全窒素 (T-N)
採取日					
12月7日(水)	7.9	1	0.5未満	2.8	3.9
基準値	5.8~8.6	10以下	20以下	90以下	120以下

## ひとのうごき

男 792人(-2人) 女 859人(-1人)  
計 1,651人(-3人) 世帯数 798戸(-2戸)  
( )内は前月との比 ■12月末現在

## お誕生おめでとうございます

江上 素生くん 智 大さん 12月6日  
佐 歩ちゃん 亜 樹さん 晩生内第3

## ご厚志ありがとうございます 社会福祉協議会へ

### 社会福祉事業へ

浦白町商工会 2万円  
(古紙回収事業収益金から)

### 故人の生前のお礼として

八重樫 昌志さん 鶴沼第1 5万円  
(故 八重樫 桂 二さん)  
加藤 正義さん 鶴沼第1 3万円  
(故 加藤 アイ子さん)  
田中 武さん 浦白第6 5万円  
(故 田中 節子さん)  
小林 永子さん 浦白第3 3万円  
(故 小林 博さん)  
向井 一成さん 浦白第8 3万円  
(故 向井 タミさん)



## はい!こちら119番



その他の出動	救助出動	救急出動	警 戒	火災出動	区 分	
					期 間	月 分
0 (1)	0 (0)	5 (46)	0 (0)	0 (0)	12月1日 ↓ 12月31日	11月分
6 (23)	5 (14)	75 (381)	8 (20)	1 (2)	1月1日 ↓ 12月31日	累 計

浦白町内の出動状況 ( )内は奈井江・浦白支署全出動状況

## おくやみ申し上げます

八重樫 桂 二さん 55歳 12月14日 鶴沼第1  
小林 博さん 78歳 12月15日 浦白第3  
加藤 アイ子さん 90歳 12月17日 鶴沼第1  
田中 節子さん 101歳 12月19日 浦白第6  
向井 タミさん 101歳 12月28日 浦白第8  
岸 泰夫さん 89歳 1月1日 浦白第4

## 無火災・無災害を祈念！

1月7日（土）、無火災・無災害を祈念して「消防出初式」が実施され、厳正な雰囲気の中、分列行進や観閲等が行われました。

丹羽団長はあいさつで「災害に対する備えや訓練の充実を図り、住民の安心・安全のために、一層精進して参ります」と話していました。

また、表彰式では、前浦臼消防団長渡邊一彦氏に名誉消防団員の称号が授与されたほか、これまで消防団活動に携わってきた団員に勤続表彰や功績賞等が授与されました。



## 中学生3名、北海道教育美術展入賞！

全道の保育園から中学校までの美術作品を対象とした「第48回北海道教育美術展」の審査があり、本町からは中学2年の内藤心春さん、1年の米田瑞空さんが奨励賞を受賞し、2年の吉村奏音さんが入選しました。

水彩画で浦臼神社を描いた内藤さんは「背景など丁寧に描きました。絵を描くことが好きなので、受賞できて嬉しいです」と話していました。



『浦臼神社』  
内藤 心春さん



『石造りのお店』  
米田 瑞空さん



『校庭の樹』  
吉村 奏音さん

